



# 発達障がい



## ～ADHD を考える～

落ち着きのなさ、注意を持続させることなどに困難を抱えているお子さんがいます。行動のコントロールが思うようにできず、周囲から「話をきいていない」と誤解を受け、学校生活や就職してからも、大きなストレスになることがあります。

今回の講演会では、発達障がいの一つと言われる、ADHD について学び、支援や対応について、一緒に考えます。

<b>日時</b>	令和5年 <b>5月20日(土)</b> 午後2時00分～3時30分(受付：午後1時30分～)
<b>場所</b>	ふれあいセンター久喜 3階会議室(久喜市青毛753-1)
<b>講師</b>	久喜市障がい者生活支援センターきらら 増田 忠男 氏(臨床発達心理士)
<b>対象</b>	市内在住・在勤者
<b>定員</b>	先着35名 申込順
<b>持ち物</b>	筆記用具
<b>申込期間</b>	4月11日(火)～5月9日(火)



### 申込み方法

以下のいずれかの方法で、お申込みください。

- ① **電子申請・届出サービス**：右の2次元コードをスキャンしてアクセス  
又は、URL からアクセス



「[https://s-kantan.jp/city-kuki-saitama-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=48670](https://s-kantan.jp/city-kuki-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=48670)」

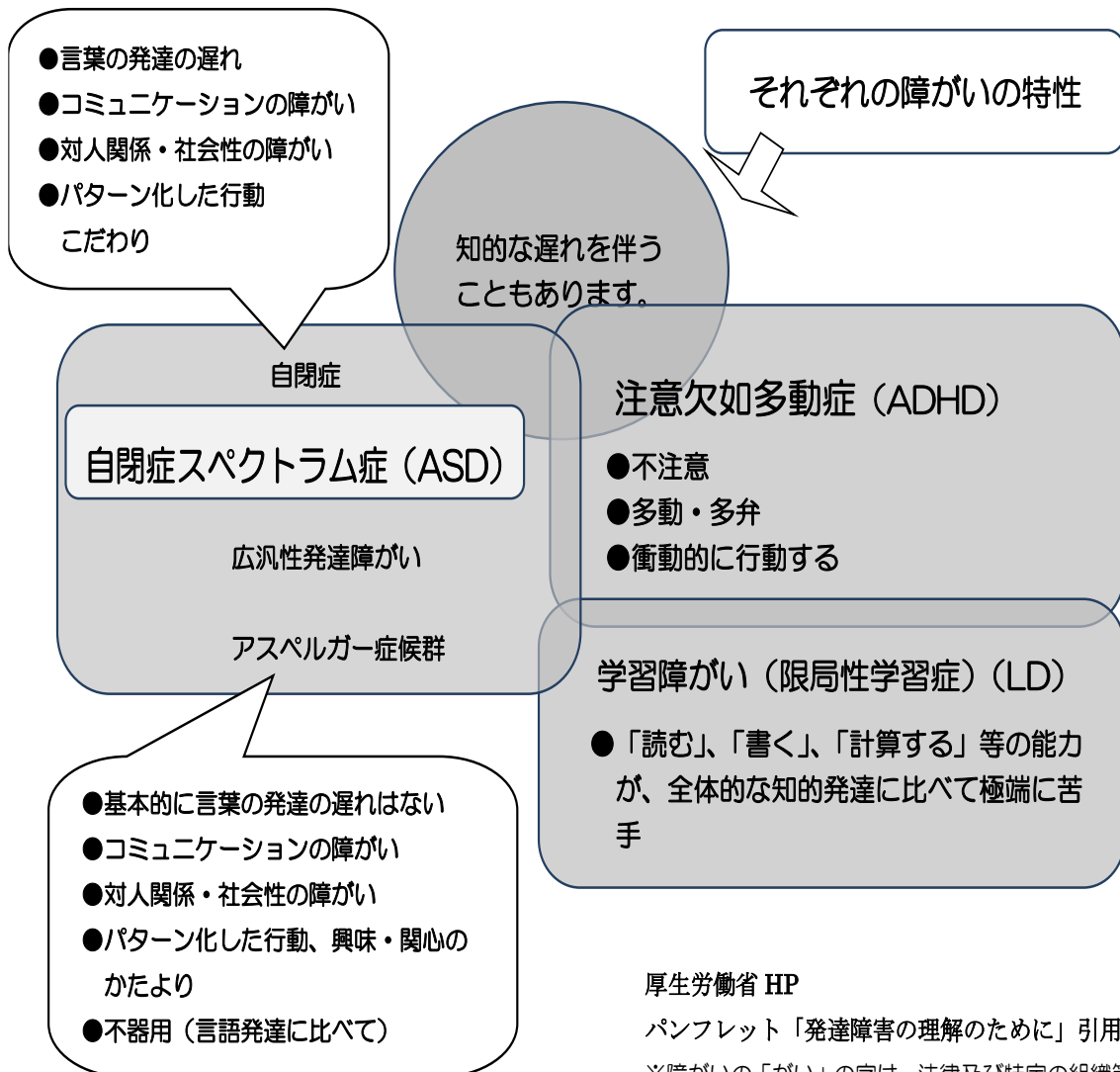
- ② **TEL**：0480-22-1111 (内線：3251)
- ③ **FAX**：0480-22-3319
- ④ **E-mail**：shogaifukushi@city.kuki.lg.jp

問い合わせ：久喜市障がい者福祉課 自立支援第2係(久喜市下早見85-3)

TEL：0480-22-1111 FAX：0480-22-331 E-mail：shogaifukushi@city.kuki.lg.jp

# 「発達障がい」とは？

「発達障害者支援法」では、「発達障がい」は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義され支援の対象となりました。



厚生労働省 HP

パンフレット「発達障害の理解のために」引用  
※障がいの「がい」の字は、法律及び特定の組織等以外、ひらがなを使用しています。